三番瀬再生会議への追加報告書(その2)

テーマ名:ラムサール条約

WG代表者名: 倉阪委員

1 議論の経過

- (1) WGの構成: 倉阪(代表者)、本木、木村、松崎、大野の各委員
- (2) 開催状況(会場は千葉県三番瀬サテライトオフィス) 第4回会議 平成22年12月8日開催 (倉阪・本木・木村・松崎・大野委員出席)

2 議論の項目・概要

- (1) 第4回会議における議論の項目
 - ア 自然保護課から、三番瀬のラムサール条約の登録に関する環境省の考え方を 報告
 - イ 自然保護課から、第32回三番瀬再生会議に提出する予定の「ラムサール条 約登録湿地関係漁業協同組合アンケート再集計結果」の修正点について説明
 - ウ 倉阪委員から、環境省に確認している内容の報告
 - エ 第32回三番瀬再生会議で報告する内容

(議論の概要)

- 環境省から、「三番瀬のラムサール条約登録は、三番瀬全体の登録しか考えていない。部分登録の意味が三番瀬の一部分、船橋側のみの登録ということであれば、部分登録は考えていない。三番瀬はこれまでも全体を一体のものとして考えられており、より細分して登録することは考えていない。段階的な登録については、まず船橋側を先に登録し、次に市川側を登録するのであれば、市川側の登録に具体的な道筋がついていることが必要である。」との考え方が示された。(県自然保護課から報告)
- ○「ラムサール条約登録湿地関係漁業協同組合アンケート再集計結果」については、回答数「0」であった選択項目も掲載し、より調査全体が把握できるよう修正を加えた。(別添資料)
- 倉阪委員から「段階的登録についての道筋をつけるということは、どこまで求められているのか環境省に確認している」旨の報告があった。
- 環境省への確認結果を踏まえて第32回三番瀬再生会議に報告すること とし、WGとしての結論は、前回(9月)の報告の基本は変えないこととさ れた。
- 第32回三番瀬再生会議での提出資料は、「報告書」のほか、①「ラムサール条約登録湿地関係漁業協同組合アンケート再集計結果」、②「三番瀬の船橋市地先部分のみにおけるラムサール基準適合状況について」とする。

3 議論の結論、今後の方向性、提案等

本WGの結論は以下のとおりである。

三番瀬のラムサール条約登録について、環境省から、船橋部分のみの部分登録は認められず、段階的な登録の場合には全体登録に向けた「具体的な道筋」がついていることが必要であるとの見解が示されている。全体登録あるいは段階登録に向けて、今年度中に関係者の合意が得られることを目指して、県と本WG主査がさらに調整を進める。